

第2条関係

通学先変更申請承認基準

【承認基準】

申請事由	承認基準	承認期間	添付書類
学年途中の転居	学年途中で転居・転出する場合、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。	(1)原則 …学期末まで (2)小学校5年生及び6年生並びに中学2年生及び3年生 …卒業まで (3)小学校1年生から4年生及び中学1年生 …学年末まで	住民異動届の写しなど
次年度中に転居等が確実な場合	住宅の新築又は購入のため、次年度中に転居・転入が確実な場合で、転居予定先の学校に学年開始時から就学を希望するとき。	住民票異動(引越)まで	建築確認通知書、売買契約書の写しなど
下校後の保護等	◎小学校のみ 保護者が就労又は疾病等のため、児童の帰宅後、保護できない場合で、児童を預かる者の住所地の学校に就学を希望するとき。	卒業まで	保護者の就業証明書など
部活動	◎中学校のみ 指定された中学校に希望する部活動がなく、近隣の中学校に存在する場合で、当該部活動に入部することを前提として、近隣中学校への就学を希望するとき。(希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、安全に通学できる経路が最も短い中学校)	卒業又は、部活動を中止した学年末まで	入部届
ジュニアハイスクール指定事業指定校	◎中学校のみ 県により指定されたジュニアハイスクール指定事業指定校又は準指定校の運動部に入部することを前提として就学を希望するとき。	卒業又は、部活動を中止した学年末まで	入部届
加入自治会が学校区と不一致	地縁等の理由により加入している自治会が住民登録地の自治会と異なる場合で、加入している自治会の校区である学校への就学を希望するとき。	卒業まで	自治会長の自治会加入証明書など

【承認基準】

申請事由	承認基準	承認期間	添付書類
特別地域に居住	教育委員会が定める特別地域に居住する場合で、就学可能校への就学を希望するとき。（別表「特別地域」をご覧ください。）	卒業まで	なし
小中学校の継続	教育委員会の許可を受けて、通学区域外の小学校を卒業し、継続する中学校が通学区域の中学校以外の中学校で、継続する中学校へ入学を希望するとき。	卒業まで	なし
兄弟姉妹関係	兄姉が、教育委員会の許可を受けて、通学区域外の学校に通学している場合で、弟妹も兄姉と同じ学校に通学することを希望する場合 （特別地域に居住の場合は除く。）	卒業まで	なし
教育的配慮	(1) 児童、生徒の身体的理由により、配慮が必要と認められる場合で、より教育的効果が期待できる学校への就学を希望するとき。 (2) いじめ、不登校などの理由により、配慮が必要と認められる場合で、現に就学する学校の校長が適当と認める学校に就学を希望するとき。 (3) 両親の離婚等の家庭的事情、本人の精神面に多大な負担を与える事情又は教育環境面に配慮を要する事情があるとき。 (4) その他、教育委員会が特段の配慮が必要であると認めたとき。	卒業まで	(1) 医師の診断書 (2) 学校長の意見書 (3) (4) 事情を証明するもの、又は学校長の意見書など
特別支援学級通学	就学指定学校に特別支援学級がなく、家からもっとも近い学校の特別支援学級に通学するとき。（特別支援学級への入級が許可された場合に限る。）	卒業まで	
その他特別な事情	自然災害等により、住民異動を伴わないで居住するとき。	元の居住地に転居するまで	

※備考

区域外就学（御坊市に住所を有しない児童生徒が、御坊市立学校に就学する場合）の場合は、児童生徒が住民登録されている市町村の教育委員会と協議を行ったうえで決定することになります。